

【11月16日掲載】複数事業所を申請する場合の注意①

複数事業所を申請する場合、個別協議する事業所と、個別協議しない事業所を分けて申請してください。

- 個別協議を実施する場合、通常より交付決定等が2～3か月程度遅くなる見込みです。
- 個別協議を年度内に実施しても、厚生労働省の承認が翌年度（令和5年4月1日以降）になった場合、予算や事務処理等の都合から、交付決定がさらに遅くなる可能性があります。
- 個別協議する事業所Aと、個別協議しない事業所Bを、1件の交付申請書でまとめて申請した場合、事業所Aの個別協議が承認されるまで、事業所Bにも交付決定ができません。
そのため、個別協議する事業所Aと、個別協議しない事業所Bを分けて申請することで、事業所Aの個別協議の承認が遅れても、先に事業所Bに交付決定することができます。

【11月16日掲載】複数事業所を申請する場合の注意②

例 | 交付申請額合計：1,500万円（4事業所）

✕ まとめて申請

■ 交付申請額

申請額合計：1,500万円

■ 申請事業所

事業所 A：700万円（協議あり）

事業所 B：500万円（協議あり）

事業所 C：200万円（協議なし）

事業所 D：100万円（協議なし）

■ 個別協議を行う事業所

事業所 A、事業所 B

事業所 A、B の個別協議の
承認後にまとめて交付決定

○ 分けて申請

■ 交付申請額

申請額合計：1,200万円

■ 申請事業所

事業所 A：700万円（協議あり）

事業所 B：500万円（協議あり）

■ 個別協議を行う事業所

事業所 A、事業所 B

個別協議承認後に交付決定

■ 交付申請額

申請額合計：300万円

■ 申請事業所

事業所 C：200万円（協議なし）

事業所 D：100万円（協議なし）

事業所 A、B の個別協議の
承認を待たずに交付決定